

鶴ヶ島市上広谷児童館
指定管理者選定等委員会
審査報告書

令和6年7月

目次

1	施設概要.....	1
	(1) 名称.....	1
	(2) 所在地.....	1
	(3) 目的.....	1
	(4) 施設.....	1
	(5) 開館時間.....	1
	(6) 休館日.....	1
	(7) 利用料金.....	1
2	指定管理者の導入目的.....	1
3	指定管理者が行う業務.....	2
4	指定管理期間.....	2
5	応募団体.....	2
6	指定管理者選定等委員会委員(敬称略).....	2
7	選定基準.....	2
8	選定経過.....	3
9	審査結果.....	4
	(1) 第1回指定管理者選定等委員会.....	4
	(2) 第2回指定管理者選定等委員会.....	4
10	指定管理者(候補者).....	5
	(1) 名称.....	5
	(2) 指定期間.....	5
	(3) 指定管理料.....	5
11	今後のスケジュール.....	5
12	総評.....	6
	参考.....	7

1 施設概要

(1) 名称

鶴ヶ島市上広谷児童館（開設日：昭和62年5月5日）

(2) 所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷651番地3

(3) 目的

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。

(4) 施設

ア 形態

単独施設

イ 規模

敷地面積 1,677.79㎡

建物面積 396.00㎡（鉄筋コンクリート造平屋建）

ウ 機能

遊戯室、集会室、図書室、静養室、事務室、湯沸し室、倉庫、更衣室、便所、駐車場、自転車置き場

(5) 開館時間

4月から9月までの間 午前9時から午後5時30分まで

10月から3月までの間 午前9時から午後4時30分まで

(6) 休館日

木曜日（その日が休日にあたる時は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）及び1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(7) 利用料金

無料

2 指定管理者の導入目的

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、鶴ヶ島市上広谷児童館の管理運営に民間の能力を活用し、市民サービスの質の向上を図ることを目的とする。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 児童館を使用する児童や保護者に対して行う、日常的な遊びの指導、行事の企画実施及び児童の健全育成に関すること。
- (2) 児童館の使用及び使用の許可に関すること。
- (3) 児童館施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関すること。
- (4) その他、市長が必要と認める管理業務に関すること。

4 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5 応募団体

NPO法人カローレ

6 指定管理者選定等委員会委員(敬称略)

職名	氏名	摘要
委員長	伊東 栄治	総合政策部長
副委員長	朝生 三郎	識見者
委員	内田 一夫	
	内野 育雄	
	高澤 嘉晴	総務部長
	円城寺 菜穂子	福祉部長

7 選定基準

(団体概要)

- ・公の施設としての役割を適切に担うことができるか
- ・経営基盤は安定しているか
- ・個人情報の適切な取扱いを確保しているか

(事業内容)

- ・市の実情を踏まえた事業の提案であるか
- ・効果的な施設運営を実施できるか
- ・効果的な施設管理を実施できるか
- ・指定管理料は適正か

※審査基準（評価項目）については、別紙を参照。

8 選定経過

月日	内容
6月10日～6月21日	募集要項配布
6月24日	現地説明会
6月24日～6月26日	質問書受付
6月28日	質問事項回答
7月1日～7月4日	申請書受付
7月18日	第1回指定管理者選定等委員会 ・適格審査 ・現地視察
7月22日	第2回指定管理者選定等委員会 ・応募団体ヒアリング ・候補者の選定
7月22日	市長報告

9 審査結果

- (1) 第1回指定管理者選定等委員会
応募団体の申請内容、応募資格について審査を行い、妥当と認められた。
- (2) 第2回指定管理者選定等委員会
「指定管理者候補者審査表」に基づき、審査を行い、指定管理者の候補者を選定した。集計結果は以下のとおり。

【審査表集計結果】NPO法人カローレ

評価項目（配点）	採点（委員平均点）
I 公の施設としての役割を適切に担うことができるか（20）	15.3
II 経営基盤は安定しているか（20）	15.0
III 個人情報の適切な取扱いを確保しているか（10）	6.7
IV 市の実情を踏まえた事業の提案であるか（30）	23.0
V 効果的な施設運営を実施できるか（40）	30.0
VI 効果的な施設管理を実施できるか（30）	20.7
VII 指定管理料は適正か（20）	13.3
審査点数 （満点 170 点 選定標準点 102 点）	124.0

10 指定管理者（候補者）

(1) 名称

NPO法人カローレ

代表者：理事長 浅見 要

所在地：埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷472番地10

(2) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(3) 指定管理料

令和7年度	19,535,000円
令和8年度	19,698,000円
令和9年度	19,858,000円
令和10年度	20,015,000円
令和11年度	20,175,000円
合計	99,281,000円

11 今後のスケジュール

月日	内容
選定等委員会選定後	指定管理者（候補者）の決定、審査結果通知
11月～12月	令和6年第4回議会定例会で議案提出、 指定管理者の指定（告示）
1月～3月	指定管理者と協定の締結
4月1日	指定管理業務の開始

1 2 総評

公の施設としての役割

NPO法人カローレは、当該施設の現在の指定管理者であり、公の施設を適切に管理、運営する実績を有していると評価できる。

経営基盤

提出された団体の運営、財務に関する書類から、経営基盤に問題はなく、施設を安定的に管理、運営することができると見込まれる。

個人情報の適切な取扱い

個人情報の取扱いについては、日頃から法令遵守を徹底し、職員研修を実施するなど、その体制は妥当と評価できる。

市の実情を踏まえた事業の提案

安心できる居場所として、相談支援体制を整備しているほか、児童館を利用して育った中高生のボランティアを継続して採用するなど、児童館独自の事業展開ができています。また、保護者同士のつながりをつくることに注力する点が評価できる。

幼児やその保護者に向けた取組を充実させ、子育て世代のリピーターの確保につなげている点が評価できる。

効果的な施設運営／施設管理

利用者のニーズを把握するため、定期的にアンケート等を行い、利用者の声を施設運営に生かす姿勢は評価できる。

また、事故防止対策の徹底のほか、緊急時や防災・防犯対策等へのマニュアルが整備され、訓練や研修の実施など、安全管理の体制は妥当と評価できる。

指定管理料

指定管理料は、5年間で 99,281,000円であり、市の設計額の範囲内の提案である。

以上のことから、当該施設の設置目的を効果的に達成することが見込まれる。当委員会として、NPO法人カローレを指定管理者の候補者として選定する。

